

浜岡原子力発電所お客さま向けホームページにおける 「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」 の変更について

2016年2月3日

当社は、浜岡原子力発電所お客さま向けホームページにおける「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」を、本日、以下のとおり変更するため、お知らせいたします。

当社は、今後も発電所運営の透明性をより高めるため、情報公開に努めてまいります。

変更の概要について

浜岡原子力発電所 1号機および 2号機(以下、「1,2号機」という。)が廃止措置の第2段階に移行するにあたり、本日変更の認可を受けた「浜岡原子力発電所 1号原子炉及び 2号原子炉廃止措置計画^{※1}」および「原子炉施設保安規定^{※2}」の内容を踏まえ、以下のとおり変更をおこないます。

(「事故・故障等の通報・連絡基準」および「運転情報等でお知らせする内容について」は、[こちら](#)からご覧いただけます)

(1) 1,2号機廃止措置の第2段階における放出管理目標値の設定に伴う変更

放射性気体廃棄物の放出管理目標値について、廃止措置の第2段階に即した管理のため、第2段階中の解体工事で発生する粒子状放射性物質の推定量を基にした目標値を設定することとしました。

(2015年9月16日お知らせ済み)

これについて、放出管理目標値を通報の基準としている「事故・故障等の通報・連絡基準 3.」の解説に反映しました。

(2) 1,2号機排気経路の切替に伴う変更

1,2号機排気経路について、現在使用している 1,2号機共用排気筒を廃止措置の第2段階の早い時期に解体撤去し、新たに設ける排気口に切り替える工事をおこなう予定です。

(2015年3月16日お知らせ済み)

この切替を踏まえ、排気筒および排気筒モニタに関する説明内容を見直し、「事故・故障等の通報・連絡基準 3.」の解説および「運転情報等でお知らせする内容 表 1-5」の説明に反映しました。

※1 廃止措置計画は、原子炉等規制法に基づき、原子炉施設の解体を安全かつ確実にを行うための全体計画や、至近数年間の解体工事準備期間中に実施する作業(系統除染、施設の汚染状況の調査等)の内容および安全確保対策等を定めたもので、国の認可を受ける計画です。

※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上